

事 務 連 絡
令和4年12月23日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

児童福祉施設等における業務継続計画等について

令和4年11月30日に、児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

改正省令では、児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書（令和4年1月31日とりまとめ。以下「研究会報告書」という。）を踏まえ、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）、小規模住居型児童養育事業所（①のみ）、家庭的保育事業所等（②のみ）、児童自立生活援助事業所及び放課後児童健全育成事業所（以下「児童福祉施設等」という。）に対して、

- ①業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。定期的に業務継続計画の見直しを行うこと
 - ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること
- を努力義務として定めております。

なお、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、

- ・業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめた業務継続ガイドライ

ン

- ・業務継続ガイドライン等を活用し、業務継続計画の作成や見直しに資する研修動画
- ・感染症対策マニュアル及び研修動画

が作成されており、国においても当該ガイドラインを用いて児童福祉施設等において業務継続計画を策定するためのひな形を作成しておりますので、ご参照ください。また、保育所、家庭的保育事業所等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2022（令和4）年10月一部改訂）もご参照ください。

つきましては、管内の関係団体及び児童福祉施設等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

また、改正省令において、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、病児保育事業所及び子育て援助活動支援事業所等については、各事業の性質や実態等に鑑み、改正省令で業務継続計画の策定等の努力義務までは求めておりませんが、業務継続計画の策定等についてご検討されることは望ましく、そうした検討をしている事業所等に対しては、当該ガイドラインや研修動画等の周知をお願いいたします。

なお、児童福祉施設のうち助産施設については、病院、診療所又は助産所に含まれることから、病院等において既に業務継続計画と同様の計画が策定されている場合は、改正省令に基づき、別途業務継続計画を策定する必要はありません。

<送付物>

1. 業務継続ガイドライン
2. 児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）
3. 研修動画（児童福祉施設に係るBCPについて）
4. 感染症対策マニュアル
5. 研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について）

厚生労働省子ども家庭局総務課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線4815）

以上